

社会資本整備審議会

第45回建築分科会、第20回建築環境部会及び

第17回建築基準制度部会合同会議

令和3年10月4日

【事務局】 定刻になりましたので、会議を開催させていただきます。

本日は、皆様、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は事務局を務めます〇〇でございます。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

本日は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、ウェブ会議による開催としております。委員の皆様は、原則としてカメラをオンにしたままでお願いします。また、マイクはミュートにさせていただきまして、御発言の際にマイクをオンにさせていただきますようお願いいたします。ふだんはミュートにさせていただきますようお願いいたします。

資料は、事前に電子データで委員の皆様にお送りさせていただいております。お手元に御用意ください。

また、本日はウェブで生中継しております。傍聴の方が多数おられますので、よろしくお願いいたします。

また、資料及び議事録につきましては、国土交通省ホームページ上で公開することとしております。議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で、委員の名前を伏せた形で公開いたします。あらかじめ御了承ください。

それでは、開会に先立ちまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元、配布資料一覧と資料のほうを御確認ください。

資料1が建築分科会の委員名簿、資料2が建築環境部会の委員名簿、資料3が建築基準制度部会の委員名簿でございます。資料4が今後の住宅・建築物における省エネ対策のあり方、建築基準制度のあり方に向けた主な審議事項と議論の方向性というパワーポイントの一連のもの、それから資料5が建築分科会・建築環境部会・建築基準制度部会における検討スケジュールについてという1枚紙、資料6が住宅性能表示制度の見直しについてという、これもパワーポイントの一連のもの、資料7が住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第4項における「社会資本整備審議会が軽微な事項と認めるもの」の取り扱いについて(案)、これも1枚紙でございます。

そのほか、参考資料として、参考資料1、参考資料2の枝番が振ってあるものが1から6までございまして、参考資料3、参考資料4をお配りしております。

欠落等がございましたら、御連絡いただけますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

続きまして、委員の御紹介をさせていただきます。

建築分科会、建築環境部会、建築基準制度部会の委員につきまして、前回開催から委員の変更がございました。資料1、資料2、資料3で委員名簿を御用意してございますが、お名前にアンダーライン、下線を付している委員の方が前回の建築分科会、建築環境部会、建築基準制度部会の開催後に新たに委員に御就任された方となっております。本日はこれらの委員名簿をもって、委員の先生方の紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、建築分科会の分科会長及び分科会長代理につきましては、これに先立つ書面による互選の結果、それぞれ令和3年2月27日付で御就任いただいておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、定足数の確認ですが、本日は建築分科会、建築環境部会及び建築基準制度部会の合同会議として開催させていただいております。建築分科会につきましては、分科会委員及び臨時委員の28名のうち19名の御参加を、建築環境部会につきましては、部会委員及び臨時委員の11名のうち9名の御参加を、建築基準制度部会につきましては、部会委員及び臨時委員の14名のうち9名の御参加をいただいております。社会資本整備審議会令第9条によりまして、本分科会及び両部会、いずれの会議も成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本委員の〇〇委員、〇〇委員、臨時委員の〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員におかれましては、所用のため、御欠席との連絡をいただいております。そのほか、数名の委員の方が遅れて御出席、あるいは早めに退出されるというふうに伺っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、開会に当たりまして、住宅局長から一言御挨拶を申し上げます。

【住宅局長】 本年の7月から住宅局長をしてございます。どうぞよろしくお願申し上げます。

本日は、両部会の部会長の互選と部会長代理の指名を行っていただいた後、まず、脱炭素社会に向けた省エネ対策、建築基準制度のあり方に関する審議事項と議論の方向性について

て、分科会及び両部会により合同で御審議いただいた後、住宅性能表示制度の見直しについて、分科会として御審議をお願いすることといたしてございます。

このうち、分科会として御審議いただきます住宅性能表示制度の見直しにつきましては、本日、議決をお願いしたい事項が含まれてございます。本年5月に公布されました長期優良住宅法等の一部を改正する法律に基づきまして品確法が改正され、日本住宅性能表示基準、評価方法基準を変更する際、審議会が認める軽微な事項につきましては、審議会の議決が不要とされたことに伴いまして、当該軽微な事項については、本日御審議いただきまして、議決していただければと考えております。

その他の省エネ対策、建築基準制度、住宅性能表示制度に関する審議事項は、いずれも住宅建築分野におけます脱炭素化の推進に関連するものでございます。昨年10月の2050年のカーボンニュートラルの宣言、あるいは本年4月の気候変動サミットにおける2030年に2013年比でも温室効果ガスの排出量を46%削減するという公約などを踏まえまして、新しい地球温暖化対策計画におきましては、従来計画に比べまして約2割、エネルギー消費量を追加的に削減することの検討が今、行われているところでございます。住宅建築分野におきましても、省エネ対策の強化でございまして、あとは吸収源対策としての木材の利用拡大に向けまして、法律に基づく規制等の見直しを含めまして、関連施策の充実強化を図ることが待ったなしの課題となっております。このうち、法制上の措置が必要な事項につきましては、最速で次期通常国会に法案を提出できればと考えておりますので、極めてタイトなスケジュールとなり、大変恐縮ではございますが、来年1月頃の取りまとめを目指して、御審議方、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本日は、建築分科会、建築環境部会、建築基準制度部会の合同開催でございますので、以後の議事運営につきましては分科会長をお願いしたいと思います。

分科会長、よろしくお願ひします。

【分科会長】 本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、お手元にあるかと思いますが、議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

まず最初に、議事1ですが、建築環境部会及び建築基準制度部会の部会長の互選、部会長

代理の指名についてでございます。本議事については、建築環境部会及び建築基準制度部会に関する事項ですので、それぞれ両部会に所属する委員の方が対象となります。

建築環境部会及び建築基準制度部会の前部会長は私が務めさせていただいておりましたが、令和3年2月27日付で部会の委員の任期が更新されておりますので、新たに部会長を選任する必要がございます。

参考資料1にありますとおり、社会資本整備審議会令第7条第4項により、部会長は同部会に所属する委員の互選により選任するということになっております。

まず、建築環境部会についてどなたか御推薦をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【分科会長代理】 建築環境部会につきましては、〇〇委員をお願いしてはいかがかと考えております。

【分科会長】 建築基準制度部会についてはいかがでしょうか。

【〇〇委員】 建築基準制度部会につきましても〇〇委員をお願いしてはどうかと思っておりますが、いかがでございましょうか。

【分科会長】 ただいま〇〇委員と〇〇委員から、それぞれ両方とも私を推薦するという御発言をいただきました。委員の方々、いかがでしょうか。特に御異議ないでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【分科会長】 今、異議なしの声が聞こえたので、それでは御異議がないようでございますので、私が引き続き建築環境部会及び建築基準制度部会の部会長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、部会長代理の指名についてでございます。参考資料1にありますとおり、社会資本整備審議会令第7条第6項によりますと、部会長があらかじめ指名することになっておりますので、私から部会長代理を指名させていただきたいと思っております。

建築環境部会及び建築基準制度部会のいずれについても、〇〇委員に部会長代理をお願いしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

特に御異議の発言もないようでございますので、〇〇委員、よろしく願いいたします。

【分科会長代理】 分かりました。お引き受けいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

続きまして、議事2に入りたいと思っております。脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策、建築基準制度のあり方についてが議題でございます。本議事については、分科会

及び両部会に所属する全員が対象の議事となります。

まず、本分科会における審議に当たって、本分科会における審議事項と議論の方向性について、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】 資料4に基づきまして御説明させていただきます。資料4は80ページ近くありますので、できるだけ要点を絞って御説明したいと思っておりますけれども、多分、30分近くかかるんじゃないかと思っておりますので、御容赦いただきたいと思っております。

それでは、1ページ目を開いていただきますと、これは建築分科会で開催した大臣からの諮問に基づく省エネと建築基準制度のあり方についての過去の経緯でございますが、省エネにつきましては、平成26年の諮問に基づきまして、第一次答申で建築物省エネ法の制定を行い、第二次答申に基づいて平成31年に改正をしたという経緯がございます。一方、右側の建築基準制度につきましては、平成24年に大臣より諮問がありまして、第一次答申につきましては耐震改修促進法を改正したと。第二次答申につきましては、それを踏まえて建築基準法を改正、第三次答申に基づいて、さらに前回、平成30年の改正を行っております。したがって、今回の御審議に当たりましては、省エネにつきましては第三次答申を目指すという形になりますし、建築基準制度については第四次答申に向けた御審議を開始させていただきたいという趣旨でございます。

次のページをお願いします。これは今、局長からも触れていただきましたが、省エネに関する直近の動きということで、一番上にありますように、昨年10月に総理から2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すということが宣言をなされております。さらに、3番目にあります気候変動サミット、これは4月にありましたけれども、そこにおいて、その途中段階である2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減というふうなことを目指すと表明されております。

次のスライドですけれども、一番上にありますように、住宅・建築物につきましては、パリ協定に基づく削減目標の達成に向けて、順次、対策を強化してきているところでございますが、ちょっと下のほうに書いてありますけれども、今、地球温暖化対策計画（案）が閣議決定に向けて準備されようとしていますけれども、その案の中でも書かれておりますが、住宅等の省エネ基準の適合を2025年度までに義務化すること等々の新たな方向性が示されているところでございます。また、一番下にありますように、2030年度までに新築戸建住宅の約6割に太陽光発電設備を導入するというふうな目標も同じく新たな地球温暖化対策計画（案）の中で示されている状況でございます。

次のページですけれども、これは新たな地球温暖化対策計画（案）における削減目標でございますが、局長からもちょっとありましたように、現行の目標が左下のほうにちっちゃく書いていますけれども、5,030万キロリットル程度の削減目標だったのを2割追加しまして6,240万キロリットルの削減を目指すというふうな全体の目標がありまして、そのうち、建築分野で担っていく業務部門と家庭部門が円グラフの赤い印のところになっておりますけれども、住宅・建築物分野におきましては、右下にありますように、現行計画では730万キロリットルを削減という目標がありますところを2割増で889万キロリットルという新たな目標に向かって施策を講じなければいけないということになっております。

次のページに行きます。それを踏まえまして、この委員でもあります〇〇先生に座長をしていただいております、あり方検討会というのを、つい先日まで、4月から第6回までかけて検討していただきました。

次のページに概要を示しておりますけれども、中ほどに書いてあります基本的な考え方としましては、まず、2050年に目指すべき姿として、省エネ対策については、ストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保されるという姿を目指す。また、再エネにつきましては、導入が合理的な住宅・建築物における太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入が一般的となる姿を目指すというふうにしております。また、2030年に目指すべき姿としましては、省エネにつきましては、ストックではなくて新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準を目指す。また、再エネについては、先ほども本体計画の案にありましたように、新築戸建住宅の6割で導入されることを目指すということが記述されております。

次のページに具体的な取組の説明について、全部は御説明できませんけれども、かいつまんで申しますと、①のボトムアップと書いてあるところで、一番最初に住宅を含む省エネ基準への適合義務化は2025年度を目指すとあります。また、そのちょっと下に書いておりますが、遅くとも2030年までに義務化された省エネ基準をZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能に引き上げていくと。段階的にボトムアップしていくというふうなことが書かれています。ちょっと飛ばしまして、⑥の既存ストック対策としまして、窓改修や部分断熱改修等の省エネ改修の促進などが書かれておりますけれども、これは規制的な措置というよりは、予算的な措置、予算要求をしております、そういった面で支援をしていく必要があるかと思っております。また、右のほうに再生可能エネルギーについても書かれておりますが、これは再生可能エネルギー利用設備の設置に関する建築主への情報伝達の仕組みの

構築など、先進的な事例も踏まえて検討していくと。モデル地域の実現なども含めて検討すべきではないかということです。最後に、3つ目の柱として吸収源対策と右下に書いておりますけれども、木造建築物等に関する建築基準、これまでもいろいろやってきましたけれども、さらなる合理化をしていくべきではないかというふうに取りまとめていただいております。

次のページは、今、申し上げたことをいつまでに何をするかということ細かくロードマップにしているものでございまして、説明は省略させていただきます。

次に、木造利用促進等についての直近の動きでございまして、1点だけ触れさせていただくとすれば、一番上の公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律というのがあったんですけども、これが改正されまして、※印にちょっと書いていますけれども、名称が変わりまして、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進ということで、脱炭素がはっきり書かれていると。さらに、公共建築物と書かれていた公共というのが外れまして、公共建築物のみならず、民間建築物も含めた木材利用の促進を図るというふうにより法律の構成が変わっております。

次のページから本日御議論いただきたい論点の御説明に入らせていただきたいと思っております。論点はここに掲げているような7つございまして、順次行きますけれども、次のページ、まず、論点1としまして、新築住宅・建築物における省エネ基準への適合の確保ということでございまして、

これにつきましては、背景にちょっと書いていますように、非住宅建築物について、これまで段階的に適合義務範囲を拡大してきたところでございまして、議論の方向性、御議論いただきたい話としましては、2025年度までに住宅等も含めて義務化することという、これはあり方検討会のほうで取りまとめられた方向性を踏まえまして、基準を義務づける範囲や水準、時期についてどう考えるべきかを御議論いただきたいと。また、円滑かつ確実な施行を確保するための取組はどうあるべきかについて御議論いただきたいと考えております。

次のページは現在の建築物省エネ法の体系ですけれども、左側が法制定時でございまして、適合義務は非住宅建築物の大規模、2,000平米以上のものについて適合義務というところからスタートしまして、前回改正によりまして、右側のほうにあるように、非住宅建築物で中規模、300平米以上が新たに適合義務の対象になっております。住宅につきましては、法制定当時から変わらず、届出義務という状況になっております。また、前回改正におきまして、小規模、300平米未満につきましては、建築士から建築主への説明義務とい

うものが非住宅も住宅もそれぞれこの4月からスタートしております。また、一番右下にトップランナー制度とありますけれども、もともと建売戸建が対象だったものについて、注文戸建と賃貸アパートについて、この4月から追加されております。

次のページですが、適合率の推移ということで、新築住宅の適合率は年々、上昇傾向にございまして、右上の住宅を見ていただきますと、令和元年度で8割を超えているというふうな状況になっております。

次のページですけれども、適合義務制度の概要でございしますが、基本的に義務化に当たりますと、建築確認の際に適合判定通知書を提出しなければ建築確認が行われない、今、建築確認は民間でも行われておりますけれども、確認ができないということになっていまして、確認ができないということは、着工ができないということになっております。また、工事の段階におきましても、対象建築物の省エネ基準への適合性についても併せて検査がされるという体系になっております。

次のページです。これは現在、中大規模な住宅が対象ですけれども、届出義務の制度でございまして、300平米以上の住宅の新築等を行う場合は、着工日の21日前までに省エネ計画を所管行政庁に届け出なければならぬとされておまして、所管行政庁は必要があると認めるときは、指示や命令ができるという体系になっております。

次のページですが、届出率の推移でございしますが、年々、上昇傾向にありまして、表の中にありますように、建築物、大規模なところは義務化されているので線になっていまして、中規模につきましては令和元年度で81.6%、住宅につきましては、大規模が95.4%、中規模は79.2%というふうになってきております。

次でございしますが、届出制度の運用状況ということで細かく書いてはありますが、所管行政庁から届出がなされていないような物件につきましても督促を行ったり努力はしておりますけれども、着工禁止までの義務化じゃないということもあると思っておりますけれども、届出制度だけでは全て守らせるということでは限界の状況にあるということかと思っております。

次のページです。小規模住宅・建築物の省エネ性能に関する説明義務制度がこの4月からスタートしてございまして、建築士から書面で説明することを義務づけます。具体的には①として省エネ基準への適否、②として省エネ基準に適合しない場合は、省エネ性能確保のための措置、これらについて説明義務を課しております。ただし、一番下の丸にありますように、建築主が省エネ性能に関する説明を希望しないという意思表示がある場合には、説明は不

要というふうな制度になっております。

次に、建築士の習熟状況ですけれども、アンケート調査によりますと、計算または仕様基準により建築士自ら基準適合を確認できる割合は五、六割になっておりまして、委託も含めてやりますと、9割以上が対応準備中ということでございます。

次に、事業者の習熟状況ですが、ヒアリング結果によれば、省エネ基準適合義務化への対応が不可能という意見はありませんでしたけれども、複数の団体から義務化に当たっては一定の配慮、準備が必要という意見がありました。

次です。この説明義務制度についての事業者アンケートですけれども、この4月からの説明義務の開始以降に契約した住宅のうち、65%において建築士から省エネ住宅に関する説明と書面交付が行われています。それ以外は左側の円グラフにありますように、依頼主から説明不要という意思表示があった、あとは無回答というふうなことでございます。建築主に対して説明を行って書面交付をした場合、約9割が省エネ基準に適合していると、右のようなグラフがでございます。

次です。省エネ住宅に対する消費者の声ということで、国交省がアンケートを行った結果によりますと、表の中にございますように、説明を受ける前から、省エネ性能の高い住宅を建てる予定だったという割合が66.9%、説明を受けたことで、建てることにしたというのが24.3%というふうな状況で、9割を超える方が省エネ基準に適合した住宅を建てることを受け入れているというふうな数字になっております。

次のページですけれども、省エネ基準に適合させるための追加コストの試算例ということで、大規模住宅、中規模住宅、小規模住宅それぞれについて、真ん中のほうに追加コストの割合を試算したのですが、大規模が0.2%、中規模0.3%、小規模0.5%ぐらいの追加投資になると。ただ、光熱費の低減等によって、コストの回収率については一番右にありますように15年から37年、戸建住宅のほうが長い回収率になっているという試算になっております。

以上が論点1についてです。次に論点2に参りますけれども、省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保についてでございます。

建築物省エネ法に基づく誘導基準というのがありますが、これはZEH・ZEB基準の省エネ性能までは届かないようなものになっております。また、住宅性能表示制度におきましても、省エネ基準が基本的に最高ランクで、それを上回る等級はZEH・ZEB基準が設定されてないという状況です。また、トップランナー制度につきましても、ZEH基準の水準

には満たないものになっていますし、また、分譲マンションについてもまだ対象となっていないという状況です。あと、住宅等を購入や賃借する際に省エネ性能が示されるケースが少なく、消費者が十分に選択できる環境が整っていないのではないかとこの状況です。議論の方向性につきましては、省エネ基準の段階的引上げやそれを見据えた対策の進め方はどうあるべきか。特に誘導基準のZEH・ZEB基準の水準への引上げや、住宅性能表示制度における省エネ基準を上回る等級の設定について、具体的にどのような措置が考えられるか。より高い省エネ性能の住宅・建築物の供給・選択が可能となる市場環境整備はどうあるべきか、こういったことについて御議論を賜ればと考えております。

次に、より高い省エネ性能への適合率でございますが、住宅と建築物について、この表にありますように、省エネ基準適合率は、住宅について81%、建築物については98%、大規模についてはとくに義務化しておりますが、ただ一番右にありますようにZEH水準への適合率がどうかについて見ますと、住宅については14%、非住宅建築物については26%、そのような状況になっております。

次に、省エネ性能に関する基準の現状ということで、左側の2つが住宅、右が建築物でございます。住宅については断熱性能と一次エネルギー消費性能、それぞれについて見ております。また、建築物については一次エネルギーについて見ておりまして、ここに細かく書いておりますけれども、省エネ基準がUA値ですと0.87%で、ZEH基準は0.6というふうなイメージが書かれておりますけれども、先ほどもちょっと申しましたが、住宅性能表示につきましては0.87というUA値の等級4が最高でございますし、一次エネルギーにつきましては0.9の等級5が最高という状況になっております。また、非住宅の建築物につきましては、BEIという指標を使っておりますけれども、省エネ基準が1.0、誘導基準が0.8というふうな状況でございます。

次のページでございますが、住宅トップランナー制度についてです。トップランナー基準につきましては、分譲戸建住宅、注文戸建住宅、賃貸アパートについては定めておりまして、一定の向上を誘導しております。各住宅区分の供給戸数のおおむね半分をカバーするというふうな供給量の事業者を対象としております。もし目標年次までに達成状況が不十分な場合は勧告とか公表、命令などを行うことができる制度となっております。その条件については、表の下のようになっております。

次のページ、省エネ性能の表示制度とありますが、優れた省エネ性能を表示するために、BELSというシステムが運用されておまして、第三者評価による評価を受けて、省エネ

性能に応じて5段階で表示するというふうな制度でございまして、その実績については左下の表のようになっております。

以上が論点2についての御説明で、論点3に移りたいと思いますが、3番目は既存ストックの省エネ対応等ということでございます。

まず、背景・課題につきましては、ストックとしましては5,000万戸、住宅があるうち、現行の省エネ基準に適合していないストックがかなり多いと、9割近いというふうな状況でございます。既存ストックに係ります建築物省エネ法の規制につきましては、増改築時に当該増改築部分の面積が300平米以上の場合に限って、その建築物全体として省エネ基準の適合を求めているというふうな状況です。これは非住宅が今、対象となっております。あと、外壁や屋根等の断熱化など、ストック性能の向上や有効活用を進める必要がありますけれども、高さ規制などの形態規制が上限に近いような形の既存ストックにつきましては、改築の際にこれらが抵触する可能性があるという状況です。議論の方向性につきましては、既存ストックの省エネ性能向上に向けて、省エネ改修を促進するための取組はどうあるべきか、増改築時における規制のあり方についてどのように考えるか、形態規制についてどのような措置が考えられるかというふうなことを議論していただきたいと存じます。

次のページですが、住宅のストックの断熱性能につきましては、昭和55年基準に満たないもの、無断熱に近いものが3割近くあるということで、現行基準に合っているものがこの円グラフだと13%というふうになっております。なお、住宅・土地統計調査によりますと、5年弱におけるストックの断熱改修の実績は約72万戸というふうになっております。

次のページでございますが、増築時の規定関係ですけれども、非住宅建築物の増改築のうち、増改築部分が300平米以上のとき、かつ、もともとの面積の2分の1超のときに適合義務がかかるというふうな制度になっております。表の中にそのように書かせていただいております。

次のページでございます。形態規制によって改修が困難な事例として、既存の建築物が形態規制ぎりぎりまで建築されている場合、高さや面積が増加してしまい、改修が困難になるという事例として、外断熱工法などによって高さなどが上がってしまう場合や、コージェネ設備を設置するような場合に高さが規制に影響するような場合が考えられるかと思っております。

次のページにありますように、既存の駐車場の上部に太陽光パネルを設置することによって、建蔽率や容積率規制に抵触するといった場合も考えられるところです。

次に、参考として形態規制の概要とありますが、この表の中にありますように、形態規制、

特に関わりがありそうなものとして、高さ制限、絶対高さ、斜線制限、高度地区のほか、建蔽率、容積率などの規制が関係しそうでございますけれども、中には一番右に書いてありますように、特例許可の対象として特定行政庁が許可するというふうな制度も中にはありません。ただ、全部がその対象になっているわけではない状況でございます。

以上が論点3でございます。

次に、論点4でございますが、再エネ利用の促進についてです。

背景としましては、2019年度現在、新築戸建住宅への太陽光発電設備の設置割合は全体として約2割、新築注文戸建住宅に占めるZEH比率について、ハウスメーカーでは5割近いですが、中小工務店では8.6%、建売住宅に占めるZEH比率は1.3%と低い状況になっています。京都府や京都市におきましては、先進的な事例として、条例により再エネ利用設備の設置義務を課している状況でございます。御議論いただきたい点として、再エネの利用拡大を図るための取組をどう進めるべきか。特に、特性や地域の実情に応じて取組はどうあるべきかについて御議論いただきたいと考えています。

次に、屋根置き太陽光パネルの現状でございますけれども、持ち家の戸建住宅のストック、2,700万戸のうち、約7%に太陽光パネルが設置されています。導入件数につきましては、新築案件が6万件から8万件と、この青いグラフですが、新築関係は横ばいに推移しておりまして、既存の案件につきましてはちょっと下がっておりますけど、下げ止まりの傾向が見られるという状況でございます。

次に、ZEHの定義でございますけれども、釈迦に説法かもしれませんが、黄色いところに書いてありますように、高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間に消費する住宅のエネルギー量がネットで概ねゼロ以下となる住宅というふうに定義されております。

次のページ、これは低炭素建築物の認定基準についてですけれども、現在の省エネ法の基準に比べてさらに10%以上削減になる省エネ性能のほか、選択的項目として右のほうにあります8項目のうち、2以上を満たしてくださいというものについて、認定の対象となっている状況です。

次のページは、先ほど申しました京都府、京都市の先進的な事例として、独自条例をつくっておりまして、再生可能エネルギーの導入等に関する施策に関する事項を定めております。その中で、建築主の義務や建築士による説明の義務を措置している。具体的には表に丸をつけている部分が対象となっております。建築主に対するアンケートによりまして、再エネ

設備の導入量や設備に影響しているというのが円グラフから読み取れることになっていません。

以上が最初の省エネ性能に関する論点でございまして、次にCO₂貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進についての論点5でございまして、まず、小規模木造建築物等の構造安全性を確認するための措置ということでございます。

具体的に、背景としましては、省エネの観点から、階高を高くした建築物のニーズが高まっていますが、一定の高さを超えると高度な計算が必要になって、適判まで必要になるというふうな状況があります。また、都市計画区域等の外の一定の規模以下の建物は、そもそも建築確認の対象となっておりません。あるいは、都市計画区域の中であっても、そのような小規模なものについて、建築士の設計によるものは、確認は必要なんですけれども、構造規定などの一部の審査は省略されている状況です。それから、省エネ化による建築物の重量化という背景もありまして、構造安全性の確保が求められています。木造のうち、伝統的木造建築物につきましては一部の仕様が特殊なために高度な計算が必要で、適合性判定が必要になっておりまして、負担が大きいという声がございまして。議論の方向性として、安全性の確保を前提に、木造建築物等の負担軽減のためにはどのような措置が考えられるか。小規模木造建築物等について、必要な構造安全性を担保するためにどのような措置が考えられるか議論いただきたいと思っております。

次のページは、階高が高い、これは3階建のイメージですけれども、省エネや快適性のために、天井のふとこが高くなったり、階の間のふところに空調用ダクトなどを入れるために全体として階高が高くなるということで、現在、13メートルあるいは軒高が9メートルを超えると高度な計算が求められている状況なんですけれども、その高さについて、どうなのかというふうな背景があります。なお、防火については、前回の改正で13メートルだったところ、16メートルに見直されている状況がございまして。

次のページでございまして、構造規定につきましては建築基準法第20条に書かれておりまして、この表、ちょっと見にくいかもしれませんが、13メートル以下のものについては、500平米以下は小規模というふうな扱いで、構造計算が不要と、つまり、仕様規定だけで行けるというふうな状況です。2階建まではそういう小規模扱いになっておりまして、それが500平米を超えたりすると中規模扱いで計算が必要になってきてまして、13メートルを超えると大規模扱いになって、高度な計算が要求されるという状況で、60メートル超は大臣認定が必要というふうな状況でございまして。

次のページは、建築士法なんですけれども、業務独占について定められておまして、高さが13メートル、軒高9メートル超の建築物は一級建築士でないと設計や工事監理ができないというふうにされております。業務特性の内容については表に書いてあるとおりでございます。

次のページは、建築確認が必要な建築物の種類について、現行の建築基準法の第6条におきまして、第1号から第4号まで建築物の対象が定められておまして、第1号は防火の観点から特殊建築物で200平米超について確認が必要と。第2号と第3号がそれぞれ木造と非木造の大規模なものについて、建築確認が必要とされております。第4号は、その規模に満たないものであっても、都市計画区域内等においては確認が必要というふうになっておまして、これをいわゆる4号建築物と我々、呼んでおります。

次のページでございます。これは4号建築物の特例なんですけれども、小規模な4号建築物については、建築士が設計を行った場合には構造規定などの審査を省略するというようになっております。また、建築士である工事監理者が設計図書どおりに施工したということを確認した場合には、検査も省略するというようになっておまして、その内容がここに書かれております。

次のページです。小規模建築物等の構造安全性についての傾向ということで、これはZEHとか省エネ性の高い建築物は、現行で想定しているものよりも固定荷重や積載荷重が重くなっているという状況があるかと思えます。また、事務所等で柱のスパンを大きくした大空間が必要な建物の木造化が増えているという状況がございます。

次のページですが、大スパンの建物の積雪荷重を強化した経緯がありまして、これは平成26年に大雪があった際に、積雪後に雨が降って、その雨の重みで想定していた以上の重さがかかったということで、崩落の被害が生じたというふうなことがありましたので、告示を改正しております。ただ、現行では延べ面積は500平米以下の木造建築物については構造計算が求められていないものですから、大スパンの屋根であっても、豪雪に対する屋根の安全性が検証されていないというふうな状況がございます。

次のページ、これは構造計算ルートと適判の関係ということで、これはちょっと伝木の関係で御説明しているんですけれども、小規模なものについては、基本的には構造計算が不要でありまして、高度な構造計算を行った場合は適判が必要というふうなことなんですけれども、伝統工法の場合ですと、一部の仕様規定を飛ばすために、限界耐力計算等の高度な計算を使っているというふうな状況があります。なので、その場合はピアチェック、適判が必

要という状況です。

次のページ、伝統工法につきましては一般的な木造の仕様には適合しない要素が多いので、今、申しましたように、限界耐力計算等が使われているということで、例えば大黒柱を用いていて、壁量が足りないとか、一番右の写真にありますように、石場建てとあって、柱が基礎に緊結されていないようなもの、こういったものが仕様規定に合わないという状況です。

以上が論点5でございまして、論点6は中大規模建築物の木造化や、混構造などの部分的な木造化の促進ということでございます。

背景・課題につきましては、近年の技術開発によりまして、中大規模建築物の木造化ニーズや混構造についてのニーズが高まっているところです。そうした中で、建築基準法第21条の第2項になるんですが、3,000平米を超えるような木造建築物については、現行ですと、耐火構造にするか、または3,000平米ごとにしっかりした耐火の壁で区画するというふうなことが必要となりまして、設計上の制約が大きいという指摘がございまして。また、主要構造部の一部に木材を用いる場合、それがごく一部であったとしても、例外なく他の構造部分と同じ水準の性能が求められてしまうと。そういったことも負担が大きいという指摘があります。議論の方向性としてしましては、前回の改正によって、新たな燃えしろ設計の手法が導入されたところでありまして、中大規模における木材利用について、または部分的な木材利用をさらに促進するためにはどのような措置が考えられるのか御議論いただければと考えております。

次のページは、これは多少、繰り返しになりますけれども、カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略というのがありまして、そこの中でも非住宅や中高層建築物において木造を普及させるために建築基準の合理化といったことが記されています。

次のページ、これは先ほどの9ページでも述べましたけれども、木材利用の促進法につきまして、今回、国会で改正されて、民間まで対象が広がったわけですが、一番下に建築基準の合理化に対する条文もありまして、これは以前からあるんですけれども、建築基準の規制について、特に防火規制なんですけれども、規制の撤廃、緩和のために必要な措置を講ずるというふうな条文が引き続き規定されている状況でございまして。

次のページが現在の新築建築物における木造建築物の割合ですが、左が住宅、右が非住宅、中大規模の非住宅については木造化が進んでいないという状況でございまして。

次のページ、新築建築物に占める木造建築物の割合ということで、一番右の円グラフ、2

つにありますように、3,000平米を超えているような建築物については、木造の割合は僅か0.3%程度であるという状況です。

次のページは、防耐火規制についての改正経緯であります。技術的知見を踏まえまして、これまでも木造の利用可能範囲を拡大してきたところではございますが、例えば3,000平米超については、木造化による設計の自由度が低いといった指摘がございます。

次、前回の平成30年の改正によって、規模、用途、立地の観点で木造に係る3つの大きな防耐火の規制がありますけれども、第21条が規模、第27条が用途、第61条が立地に応じた規制ということではありますが、改正後はそれまで耐火構造でなければならなかったところを準耐火構造でもできるようになったというところで、そういった背景はもう整備されていて、これをどんどん今から促進していかなくちゃいけない。

次のページであります。耐火構造と準耐火、これは火災時倒壊防止構造の違いが書かれています。左側が耐火構造で、石膏ボードで覆わなくちゃいけないという状況ですけれども、右側の準耐火構造につきましては、燃えしろ厚さを確保することによって、木をあらわして使うこともできるというものでございます。

その次に、先駆的な事例として、awaもくよんプロジェクト、これは徳島県の公営住宅ですけれども、木をあらわしとした75分間準耐火構造を計画中ということでございます。

次のページは、富山県の魚津市立星の杜小学校で、3,000平米超の木造建築物ですが、先ほどちょっと申しました壁等によって2つに分けることによって実現している例でございます。

次に、部分的に木造化する場合に要求が厳しいとされる例ということで、棟単位で見ますと、木造部分だけ見ると16メートル以下なので、単独ならば耐火規制は関わらないはずなんですけれども、右側に木造以外のもので背の高いビルが建つとすると、併せて16メートルを超えてしまうということになりますので、そうすると第21条の第1項などが関わります。高層側の規模につられて規制が適用されるという状況があります。木造部分の床面積は小さくなくても、3,000平米を超えれば、全体を耐火構造としたり、区画するということが求められるということもあります。あと、区画単位や部材単位につきましても、局所的に木造化する場合は、例外なく他の構造部分と同じ水準の性能が求められまして、全ての主要構造部を耐火構造とすることが求められているという状況でございます。

以上が論点6でございまして、最後、論点7でございまして、既存ストックの長寿命化に向けた省エネ改修の円滑化等のための措置でございます。

背景につきまして、脱炭素社会の実現を推進するために、省エネ改修の推進や既存建築物の長期活用を推進するということが考えられます。既存不適格建築物を改修する際には、原則として現行基準に適合させるというふうな大きな思想が建築基準法にはありますが、用途変更をする場合であっても、一部の現行基準に適合させるための改修工事が必要であり、中には大規模な改修工事が必要となることもございます。そのほか、ストックの利活用という観点では、コロナ禍において設置された応急仮設建築物は、これはちょっと毛色が違う話かもしれませんが、最長が2年3か月と規定されておりますので、おおむね来年夏頃から存続期限を迎えることになります。方向性としましては、安全性の確保を前提としつつ、既存建築物の改修及び用途変更を円滑化するにはどのような措置が考えられるか御議論いただきたい。

次のページに、既存不適格建築物について、事業者から寄せられたニーズが左に書かれておりますが、特に防火・避難規定が不適格状態にある、昭和40年代に規制強化が実行されましたので、その頃のビルについて、大規模修繕時等に求められる基準適合の負担が大きいために改修を諦めて、解体を選ばざるを得ないといった声があります。下のほうに行政から寄せられたニーズがありますが、長寿命化とか省エネ化、木造化を推進する主張が高まっていますが、既存不適格に係る規制について、逆にそれが厳し過ぎると凍結効果があるんじゃないかと、改めて課題になっているということで、右のほうには40年代の防火規制強化の内容が書かれております。

次のページでございますが、既存ストックの改修における課題として、特に右のほうにあります既存不適格建築物については、原則としては増改築時に現行規定に適合させるというふうな思想ですけれども、一部、第86条の7、あるいは第86条の8に緩和の規定がありまして、第86条の7につきましては、一定の範囲の増改築については許容するというふうにしています。また、第86条の8につきましては、全体計画の認定を受ければ、段階的な遡及をしますというふうな緩和をしています。

次のページが防耐火規制の遡及適用が課題となる事例を掲げています。例えば、ケース1としましては、屋根とか外壁の改修をしたいという場合に、屋根とか外壁に関係のない中の部分まで遡及の対象となるということで、それが一つのネックになっているという事例。ケース2につきましては、省エネ設備とかエレベーターなどの増築を行う際に、小規模な増築にもかかわらず、工事内容と関係が薄い本体の部分にまで遡及改修が求められたりする。これは単体だけではなくて接道も含めて遡及適用になってしまうといったケースがございま

す。

次のページのケース3ですが、これは内装制限とか直通階段への歩行距離、これは避難規定ですけれども、こういったものにつきましても用途変更であるにもかかわらず、一部のテナントが入れ替わるだけなのに、全テナントに影響が及んでしまって、全部一遍に直してくださいというふうな扱いになっていますので、類似の用途以外の変更については全体に影響が生じてしまうという状況になっております。

次のページは、これは集団規定の遡及適用が課題となる例ということですが、大規模な修繕、模様替えを行う場合に、建蔽率や容積率等の形態規制については遡及適用が除外されておりますが、接道規定や道路内建築制限については現行基準への適合が求められているということで、中には工事が困難なケースがありますということで、左の例が接道規定が不適合になっている例でございます。右の例は2項道路のセットバックの範囲内にひさしがちょこっと飛び出しているような場合の絵が書いていますが、その部分を削らなきゃいけないということになっておりまして、省エネ改修の支障が生じる場合があるということでございます。

次のページ、これは事務所など他用途から住宅へ転用する場合に、採光上の課題があるということで、採光につきましては、下の表にありますように、法律レベルで床面積の7分の1以上の割合の窓をつけてくださいというふうな規定があるんですけども、これが近年のコロナ禍におきまして、採光規定の適用がない事務所やホテルから住宅に用途変更する場合に、窓面積が小さいというふうな、それを合わせるための工事が負担になっているというふうな声がございます。また、省エネの観点からしますと、開口部を小さくするということは、省エネ対策上も有効という考え方もあろうかと思っております。

最後に、ちょっと毛色は違いますが、コロナ対策上の緊急的な課題として、応急仮設建築物の存続期間についての課題に触れさせていただきます。応急仮設建築物につきまして、存続期間が全体で2年3か月というふうになっているんですけども、コロナ禍において設置された応急仮設建築物につきましては、ちょうど来年の夏頃には2年3か月を迎えるというふうになります。これについては、地方分権改革のほうからも提案を受けている状況でございまして、2年3か月を超えて存続期間を柔軟に延長できるようにできないかというふうな指摘がございます。

次のページは、参考として基準法上の扱いですけれども、下の2つにあります応急仮設建築物、第85条の第1項と第2項、それぞれ建築確認や検査が不要になりますが、一番右に

ありますように、最長で2年3か月までしか存続できないという規定になっています。

次のページは、特例法がありまして、特定非常災害特措法によって、特定非常災害の場合に限って住宅については延長が可能という制度がありますし、東日本大震災については非住宅についても特例があつて、1年ごとに延長するということがありますが、今回のコロナ対策ということではこれは当てはまらないという状況でございます。

大分駆け足なつたかもしれません、長い説明になりまして申し訳ありません。私からは以上でございます。

【分科会長】 御説明ありがとうございました。

論点が7つもありまして、それぞれが喫緊の課題、重要な課題ですので、委員の方々からも御意見、たくさんあるかと思ひます。これから意見交換に入りたいと思ひますが、この議題に関しては、予定されている時間があと1時間ほどでございます、今日、30名を超える委員の方々にお参りいただいております。これも申し上げたい、あれも申し上げたいということがたくさんあるかと思ひます。そういうことで、この会議が終わつた後に書面で意見をお寄せいただくということを考えておりますので、この場での御発言は、できれば2分以内ぐらいに、要点だけおっしゃつていただいて、あとは書面で申し上げますというように形にさせていただけると、進行上、大変助かります。

御意見がおありの方は、ウェブ会議システムで手を挙げるという機能がございますので、それを使つていただくと同時に、もう既に挙がつておりますけれども、画面上でも実際にカメラに向かつて手を挙げていただくと、私のほうでも確認がしやすいので、そのような形で進めてまいりたいと思ひます。

最初に、〇〇先生の手を挙げる機能が私の目に入りましたので、まず、〇〇先生から御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。〇〇でございます。よろしいでしょうか。2分以内に終わらせたいと思ひます。

まず初めに、資料1の1ページ目で〇〇の名前に誤字があるので、直していただきたいと思ひます。

【分科会長】 申し訳ありません。

【〇〇委員】 論点2に関することです。住宅の販売・賃貸時における省エネ性能表示の義務化を目指すことは大変よい提案と思ひています。EU各国の不動産屋さんの店頭にある案件ごとのエネルギー性能評価の書類が表示されたりする例もあります。これによって

一般消費者が省エネ性能を正しく理解して良いものを選択しやすくなると思います。ZEHマークやZEBマークもございますので、併せての活用を期待したいと思います。

それと、2030年度以降新築される住宅・建築物のZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能の確保、論点1に関係しますけれども、2050年の目標に対して、現状まだまだZEH・ZEBの数が少ないということが御説明ありました。CO₂排出量のボリュームゾーンを考慮しますと、まずは戸建のZEH、また、大規模な建築物のZEBを増やすことが大事だと思います。併せて、再生可能エネルギー利用のことも検討いただきたいと思います。登録事業者の目標設定のあるZEHビルダーとかプランナー、ZEBプランナー、ZEBリーディングオーナーの制度もありますので、これらを活用することも併せて考えて実効性のある取組としていただきたいと思います。

あとは、住宅の2025年度までに義務化することです。もともと全ての建物の省エネ基準適合義務化が議論された際に、年間数十万戸に及ぶ新築戸建住宅の省エネ性能を確認する手続のための事務的な体制を構築することが難しいというようなことがあって断念した経緯がありました。カーボンニュートラル実現には異論はございませんが、現実的に機能するような管理体制を2025年度までに構築するということを御検討いただきたい。少々心配ですので、しっかり御検討いただきたいと思います。

省エネ性能の説明を行うことで基準適合率が上がるというようなアンケート結果が22ページで示されています。これを徹底することで、市場から不適合住宅が減少することになって、義務化と同等の効果を発揮することができるのではないかと考えられます。2010年代以降、ペアガラスの導入が進んできたように、省エネ性能の標準レベルが向上することで、関連する部材の生産ライン見直しによるコストダウンも図られることとなります。それによってZEH・ZEBの基準適合のための追加コストもさらに低減することも期待できるのではないかと思います。

最後、PVの住宅への6割設置の話ですが、積雪の多い地域であるとか、台風襲来のある沖縄の架台設置のコストアップのこととか、いろいろな例外となりそうな事例が考えられます。さらに屋根貸しとかPPAのような新しいビジネスモデルが出てきています。この6割という数字の根拠や前提条件を正しくお示しいただきたいと思っております。メガソーラーとか、オフサイトPVとかを含めた、オールジャパンでの対応が必要ではないかと思っております。

以上でございます。

【分科会長】 はい、ありがとうございます。〇〇先生。

【〇〇委員】 〇〇と書いて、「〇〇」と読みます。

【分科会長】 さらに申し訳ありません。御専門の立場から大変有益な御意見、ありがとうございます。

特に事務局から御返事はよろしいですね。

続いて、〇〇先生、お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇です。御説明ありがとうございます。

今回の資料、論点に対する議論の方向性がそんなに具体的ではないので意見を述べにくいというのが全体的なところなので、この後、それぞれの御意見を文書で出したものを集約することが大事かなと思っております。

全般的な感想です。あり方検討会にも出ておりましたが、新築の建物に対する省エネ基準はやっぱりレベルを上げていかなければならない、ということは確かだと思っております。一方で、最後のとりでの義務化の基準というのはやっぱり慎重に定めてほしいと述べてきました。これは規制になりますので、そこは住宅の状況を考えながら判断する、というところが大事かと思えます。

もう1点、いろんな方と議論しているときに言われたことで私も気になっているのは、断熱性能が高いたけがいいということではないと思っております。断熱性能のみ着目されると、コストを考えると、どんどん窓が小さくなるという傾向があります。適切な住宅、快適な住宅の中で性能を上げていくという考え方を、あらためて普及するというふうな観点も大事なんじゃないかと思っております。

それから、あり方の中で、私は既存の省エネ改修がすごく大事だと述べさせていただき、今回も取り上げていただいたのはありがたいと思っております。その意図の一つは、新築も既存も省エネを呼びかけるということで、国民的に省エネの意識を高めるということが大事だという気持ちもあります。建物の性能向上だけではなくて使用者の意識もすごく大事だと思いますので、省エネ頑張りましょうというのは国交省だけでなく、環境省なんかと一緒に意識を高めるということもぜひお願いしたいなと思っております。

あと全般的なところで、質問とか気になるところを2点だけ。

1点は、スライド37の形態規制の話ですけど、建蔽率とか容積率を緩和するというのは自分の話なのでいいような気がするんですけど、高さ規制とか斜線規制は他人に迷惑をかける話なので、こういう論法で決めていいんでしょうかというのが気になったというところ

ろでございます。もうちょっと慎重な検討が必要かなと思いました。

あと、高さ13メートルを16メートルにという話がほかでも出てきていますが、全体、16メートルにするんでしょうかと。高さ13メートルって、いろんな規定に関わっているんで、この資料だけで出てきても、ちょっと全体像が分からなくて、例えば風の規制の13メートルも16メートルになるのか、あるいはそのままなのか、こうしたほかにも連動しているのかというのが分からなかったんで、その辺はもし分かれば教えていただければというところです。

私からは以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。今、事務局への質問も出たんですけども、すぐにお答えいただくのはなかなか大変そうな気もするので、次回お答えということでもいいでしょうか、それとも今、お答えいただいたほうがいいですか。

【〇〇委員】 次回で。

【分科会長】 相当大きな問題で、今、それぞれの担当者の知識だけでお答えするのもなかなか大変そうな問題提起ですので、そうさせていただきたいと思います。ありがとうございました。どうしても我々は物にとらわれがちですけども、使い方とか、そういうことも非常に重要だと思います。

続いて、〇〇委員でしょうか、御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇と申します。

2030年に向けた義務基準の引上げに対応していきたいと、基本姿勢はそう思っております。

お時間がございませんので、会議後、書面でまた意見を述べさせていただきたいと思っております。概要だけお話しさせていただきますと、用途ごとに基準値の引上げを検討していく必要があるのではないかということ、それから共同住宅における強化外壁基準、これについて、少し議論が必要ではないかというふうに思っております。

それから、建築物省エネ法の計算法に関して、設計値を数値化して表示することが非常に大切ではないかと思っております。現在、モデル建物法の使用が9割という中でモデル建物法では設計した一次エネルギー消費量原単位の数値が表示されませんので、そのことについての議論をさせていただきたく思います。また、外皮平均熱貫流率を非住宅においても導入してどうかと提案をさせていただきたいと思っております。

それから、WEBプログラムに自然換気、その他先導的な設備についての反映をぜひお願

いしたいと思っている次第です。

次に、Z E Bの税制優遇、手続の簡略化がZ E B推進に非常に重要ではないかと思っております。また意見を述べさせていただきたいと思っております。

それから、省エネ性能の表示につきましても、販売、賃貸の広告等にとどまらず、性能表示の義務化というものを検討していただけないかと思っております。

その他、機器・建材のトップランナー制度及び性能向上に関して、幾つか意見がございます。

また、非住宅建築物における省エネ改修の支援、補助金、これの優先をぜひお願いできればと思っております。

最後に、非住宅における太陽光発電、これも重要だと思っております。そのために現状ある基準等について、緩和等を考えていただければと思っておりますが、詳細につきましてはまた書面で提出させていただきます。

私からは以上になります。

【分科会長】 ありがとうございます。いろいろ書面でいただけるということで、事務局、その後の整理はなかなか大変かと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

続きまして、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇と申します。よろしく願いいたします。

全国組織なので、手がける建物についてはそれぞれの地域事情・気候から、エリアの所得層などを含めて対応しておりますが、2050年のカーボンニュートラルに向けて、地域の工務店はSDGsの意識も高く国産材利用、とりわけ地域材利用を積極的に行っております。現在の基準の中には地域材利用も含めた低炭素化の取組ということが十分に反映できていないのではないかという思いがありますので、それらを適切に評価する基準が示されると良いと思っております。

あと、残り2点、Z E Hの定義ですが、特に戸建の対応という点、屋根に太陽光パネルを乗せるということが現在できる現実的な対応になると思っております。しかし全国各地の事情で必ずしも屋根上の太陽光発電システムが適切な方法ではありません。雪の地域、季節により日照が十分でない地域、火山灰が降る地域もあります。また、都市計画で定められた高さの規制です。道路斜線や一種高度斜線で高さの制限が厳しいエリアでは南面に大きく屋根を取りにくい場合や屋根形状が複雑になりパネルを載せにくい傾向にあります。これらのようなところでも平等にZ E Hが取組める方法が別に示されると、オールジャパン体制でZ

E Hが実現できると思いますので、Z E Hの定義の拡充といった辺りもまた意見を申し上げたいと思います。

もう一つは建築基準法などにある木造普及の足かせとなってしまうことがある規定の合理化等です。高さの規定については改正された防火規定に合わせて構造の規定も揃えていただきたいと思います。また、施行令の第114条3項に床面積300平米以上という比較的小さな規模の建物にも木造は小屋裏隔壁が必要というものがあります。その後の法改正などで一定の措置で小屋裏隔壁は不要となりましたが、小屋裏隔壁と一定の措置をした天井が併設した建築物では両方併用することは読み解けないために全て小屋裏隔壁の設置を指導されたり、そもそも小屋裏のない勾配天井の建物で垂れ壁状の小屋裏隔壁を設置するなど実務レベルで木造化を阻むものもございます。

私からは以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。地域材の活用も非常に重要な視点だと思いますけど、なかなかこういう仕組みの中でどう取り入れていくか、大変重要な難しい課題だと思います。

続いて、〇〇委員、御発言をお願いします。

【〇〇委員】 〇〇です。

論点の2番目、今後、今の基準よりも、より高い性能を目指すことにすべきだという、こういうお話があり方検討会の結論にあったと思います。また、あり方検討会の中で言及されたこととして、まだ評価できてない省エネルギー技術の評価を何とか可能にすべきではないかというお話があったと思います。それについての意見なんですけれども、これは質問じゃなくて意見なんですけれども、実は中大規模の建物のための建築設備、空調設備、給湯設備、こういう設備は、住宅のようにパッケージ化されているものではありませんで、かなりテーラーメイド的に、その建物ごとに造られるんですね、設計されて施工されるものですから、建物ごとにコンポーネントを組み合わせて造るんですけれども、高い性能を実現しようと思いますと、施工中であるとか、施工が大方終わった段階での調整ですね、これは初期調整と呼んでいますけれども、この初期調整が非常に大きな役割を果たしているんですけれども、これをきちんとやるかやらないかということは、現状のビジネスの中でなかなか評価されてないところがあります。また、省エネルギー基準の評価方法の中でも、どうやって評価したらいいのかということは、なかなか答えが見つからずにあります。したがって、もうやめますけれども、その辺の複雑な建築設備の初期調整をやるかやらないか、うまくで

きたかできてないかという辺りを何とか省エネルギー基準の枠組みの中で評価できないかということを少し考えておりますので、これはなかなか研究者や技術者だけの知恵では難しいものですから、ぜひ行政の方々も一緒に評価の方法論について考えていただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。皆様方から本当に貴重な御意見をたくさんいただいてありがとうございます。ただ、今まで5人の方で20分かかってしまっておりますので、まだ8名の方が手を挙げていらっしゃると思いますので、なるべくコンパクトにお願いしたいと思います。

続いて、〇〇先生、よろしくお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇です。論点4について、コメントさせてください。

太陽光発電が導入されて、電力系統と結ぶと、系統側から見ると分散電源だけになるので、結構扱いが難しく大ごとになるんですね。こういうことというのは、経産省とか事業者関係各所ときちんと議論がされているのかどうかというのが1点目の質問です。

地域によっては、もう送電線が再エネで充足されてばんばんになっていて、捨てるを得ないというところもあるので、私としてはエネルギーの「地産地消」が一番よくて、家でつくったエネルギーものは家で使うというのがいいと思っているんですが、そうすると、蓄電池とEVなどが必要になって、非常にお金がかかると。そういう場合には、何かインセンティブがないと、なかなか導入されにくく続かないんだろうと思うんですけども、FITなんかもだんだんどろどろとあまりうまみがなくなっていく中で、何かそういうところの対策はお考えなのかというのが2点目の質問です。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

あり方検討会は経産省と環境省と3省の共管であったというふうに伺っています。当然、経産も含めて検討はいただいているんだと思いますけど、何か。

【事務局】 この会議も多分、聞いてもらっていると思います。

【分科会長】 ということで、〇〇先生から見れば不十分だとは思いますが、一応、検討はしているということかと思えます。ぜひ文書でも御意見をお寄せください。お願いいたします。

【〇〇委員】 はい。

【分科会長】 ありがとうございます。

続いて、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇です。よろしくお願いいたします。質問が1点と、それからちょっと次元が異なるかもしれませんが、意見を1点、言わせていただきたいと思います。

まず、論点2のところ、基準適合にするための追加コストということで、省エネ基準適合に係る費用は1戸当たり住宅で11万円というふうな説明を受けました。想像以上に割と安いコストでできるんだなというふうに思いましたが、その結果、やっぱり80%超えて適合住宅が増えているということですが、今後目指すべきところは、多分、ZEH住宅だと思うんですが、ZEH基準をクリアするためには追加コストというのが幾らかかるのかというのがちょっと気になるところで教えていただきたいです。

併せてですけれども、論点3のところ、既存住宅の省エネ性能向上は新築に比べてコストが高くなるので、なかなか進まないというお話がありましたけれども、例えば昭和55年基準で建てられた家が、一番ベーシックな省エネ基準に適合すると幾ら追加コストが必要なのか、さらにZEHを目指してZEH基準をクリアすると幾らかかるのかといったところを教えていただければと思います。一般消費者は省エネの住宅というのは地球的な課題で大事なことだとは思っておりますが、やっぱり経済的なことというのが最終的に一番決断を促すポイントになりますので、そこのところを少し知りたいと思います。

それから、場違いの意見かもしれませんが、論点4で太陽光発電の住宅、これもこれからZEH住宅も含めて考えると増やす必要があるわけですが、どうも私がいろいろ一般消費者の方に意見を聞きますと、太陽光発電のパネルが屋根の上にずらっと並ぶ、あの無機質なデザインが嫌ということで、なかなかコストだけではなくて、美観といいますか、外観を気にして、なかなかそこまで踏み込めないという方たちというのが意外に多いというふうに思いました。これからはコストの面だけではなく、美しさの面でも少し追求していったほうが、より太陽光発電の住宅が増えてくるのではないかなというふうに思います。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

最後のことは私も同感ですけれども、最初の御質問に対して、事務局から御返答いただけるのでしょうか。すぐには難しいのでしょうか。

【事務局】 すぐにはあれなので、次回に出せるようにします。

【分科会長】 おっしゃるように、既存住宅の改修でレベルを上げるのは非常にコストが

かかって、エネルギー価格の観点から改修ではとても間に合わないというのが現状だと思います。ただ、健康とか快適性のことを考えると、それだけではないベネフィットがたくさん得られるので、国土交通省でもいわゆるリフォームは推進されているんだと思いますけれども、大変重要な御指摘だと思います。よろしいでしょうか、後ほど返答いただきます。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【分科会長】 続いて、〇〇先生、お願いできますでしょうか。

【〇〇委員】 全部、上がっている項目は非常に重要な問題だと思ったんですけども、実は2つ、質問があったんですけども、これからいろいろ考えていく上で、ちょっと知識を得たいなと思って。

一つは〇〇先生に言われちゃったので、電力の安定供給で、ドイツなんかでも再生可能エネルギーを増やすと、1,000万キロワット分の石炭火力をつくらないととっても合わないということと同時に進めているということもあったんですね。そういう問題は〇〇先生に。

一つは、何て言うのかな、努力目標というか、例えば建築側でもこれだけの努力をして達成した効果というのが、国内的に見てどのくらい、CO₂削減、総量削減に寄与するのかという値というのは、もう大体見積もられているんですか。いろんなところで産業界、さっき経産の話も出ましたけれども、工場だとか発電所だとか、いろんな大規模に使っているところをやるのが効果的なんだと思うんですけど、これ、どのくらい効果があるのかなと。そうすると、日本の中で2050年で47%って言いましたけど、ほぼ半分とか行っている話だとすると、どのくらいなのかなと。日本は総量で言うと、世界で2%から3%しか出してないんで、世界的に言うと、多分、0.0000何%ぐらいの努力目標なのかなというのがちょっとあって、どこまでいろんな今の既存住宅の問題なんかを含めて、達成目標の絶対値というのはどのくらいなのか知った上で、いろいろ私にできるようであれば、御質問をしたいなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

【分科会長】 お答えいただけるでしょうか。

【事務局】 もっと詳しい情報が出れば、また出したいと思いますが、本日の資料でいいますと、4枚目の新たな地球温暖化対策計画（案）における削減目標というのが国全体としてのイメージでございまして、現行、5,000万キロリットル程度の削減目標があるところを2割増しで6,240万キロリットルを削減していこうというふうな計画を、それぞれ家庭部門、業務部門だけでなく、全体で狙っています。そのうちの一部を住宅や建築部

門で担っていくということで、具体的な数字としては、先ほどもちょっと触れましたけれども、889万キロリットルの削減を目指すためにやれることをやると。その中で住宅も含めた省エネ基準の適合義務化までしないと、これが達成できそうにないということで考えざるを得ないというふうな状況かと考えております。

【〇〇委員】 分かりました。結構、割合が大きいんです。ちょっと考えさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【分科会長】 はい、ありがとうございました。

続いて、〇〇先生、御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇でございます。

論点3のストックの省エネ改修について、意見がございます。住宅についても13%しか現行省エネ基準を満たしていない状況の中で、新築だけでは追いつかないので改修をという、今回踏み込んだ提言になっていると思います。それを実質、進めるために補助金など様々な制度を既に国としてはやられています、幾ら補助金がついても、結局、自己負担があるので、建築主側がやる気にならないこと、住宅供給側も補助金申請が面倒くさいので勧めたがらないという話も聞きます。先ほど〇〇先生もおっしゃった通り、健康のベネフィットなど単に光熱費が安くなる以外のベネフィットが一般の方に伝わるように、あるいは住宅供給者に伝わるようにというところをもう少し力を入れていただけるようお願いしたい。

それに付随して、健康の問題を言うには、厚生労働省の健康行政とリンクするところをこれまで以上に進めていただけないかということです。

もう1点は、民間で進めることも大事ですが、やはり公共建築、公共住宅で先導的に行動していただく必要があります。自治体の、例えば住宅供給部署がしっかり予算を確保して省エネ改修を進めるよう後押しするようなことをぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。御意見ということで承ってよろしいですね。

【〇〇委員】 回答は不要です。今後に対応いただければという要望です。

【分科会長】 続きまして、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 私のほうからは意見でございます。

論点の幾つかに関わる部分ですが、一次エネルギーとか外皮の基準値で評価できる技術というのは限られております。一方で、低炭素、脱炭素というのは基本的にはCO₂の排出

量を削減することであり、今の指標で評価できない部分の未評価技術というのを早く評価できるようにしていくかというのは重要なことですが、一方で評価し切れないものってたくさんあると思うんですね。そこには地域で生まれたたくさんの有望な技術というのもございまして、そういう部分をCO₂には貢献するけど、一次エネルギーでは評価できない、UA値では評価できない、そういったものをCO₂には貢献するという部分で何とかうまく建物の省エネ評価につなげていくということもこれから大事かと思うんですね。また、戸建住宅と共同住宅では建築属性も熱的属性も違いますから、それを同じ基準値で高みを目指していくというのもおかしな話ですし、新築と既存というものを一緒に考えるというのも、やっぱりいろいろな問題があると思います。例えば、既存の省エネ改修をもっと普及させていくには、全体でなく本当に使う部分をしっかりと部分空間改修していくという考え方も従来に加えてやる必要があると思うんです。より高みを目指しそれを定着させていくには、そういった多様な省エネ対策というのをきちんとできるような評価システムと基準値と、それから目標というものをこれから議論していくべきじゃないかというふうに思います。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。先進的に取り組んでこられたいろんな知見をぜひとも文書等でもお寄せいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【分科会長】 続いて、〇〇先生、お願いできますでしょうか。

【〇〇委員】 ありがとうございます。〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたしません。

私から短めにコメント2点ございまして、もう既に委員の先生方からオーバーラップするようなコメントが出されておりますけれども、まず1つ目は論点4で、〇〇委員がおっしゃっていた点と重なっておりますけれども、2050年のカーボンニュートラルに向けて、かなり積極的な取組が必要になってくるという中で、太陽光発電設備の設置の義務化や導入拡大の議論が示されておりますこと、非常に有効かと思えます。個人的、社会的な費用の負担と併せて議論をしていく必要があるのかと思えます。その上で、住宅に再生可能エネルギーへのアクセスを拡大するために、やはり安定的でない電源、風が吹いたり太陽が照ったりという、そういった自然条件に左右される中で、蓄電池の設置の議論というのは大変重要になってくるのではないかなと思います。蓄電池そのものもそうですし、また、EVの普及で蓄電池としてEVを使うという、そういった使い方であるとか、コミュニティーへの蓄電

池の導入、個人個人が持つのか、コミュニティーとして持っていくのか、そういった個人やコミュニティーの住宅インフラであるとか、コミュニティーのインフラ、ライフスタイルなどなど含めて、できるだけ包括的な議論をしていくことが重要ではないかなと思っております。そのような観点も入れていただければと思います。

もう1点が論点3ないし7の既存ストックの省エネ改修でございますけれども、既存ストックの省エネ改修が省エネ対策として非常に効果的であるというふうに思いますけれども、新築に比べて、先ほども〇〇委員がおっしゃっていたかと思いますが、動機づけであるとか、利用者側から見たバリア、一手間かかるというような課題もあると聞いております。補助金なども新築同様、かなり出されているかと思いますが、手続がよく分からないなど、利用者側から見た課題の洗い出しであるとか解決案なども含めて議論を深めていくことが肝要かなというふうに感じております。

以上、コメント、感想でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

続いて、〇〇委員、お願いできますでしょうか。

【〇〇委員】 ありがとうございます。私のほうから簡単に2点ございます。

まず一つが論点1ですが、省エネ基準への適合義務はとても大事なことだと思います。ただし、周知期間をどのくらいに考えるのが大事だと思っていて、説明と理解の必要性はすごく大事なことだと思いますが、これに比較的長い期間を取ってしまうと、建て替え時でさらなる省エネ建物の建設のチャンスが減ることになってしまいます。ヨーロッパに比較して日本は導入が遅いということを感じてきました。そういうことで、海外で起きてきたことを参考に比較的早く判断していただければと思います。

もう一つが論点3で、設備導入で形態に抵触する場合についてです。容積、高さ、近隣への影響というものなのか、それとも再エネ設備なのか、何にプライオリティーを与えるのかを明確にする必要があると思います。形態の緩和をする場合はケース・バイ・ケースで判断すると、かなり現場が困る可能性があるので、再エネの導入にプライオリティーを与える場合は、現場が却下しないようなガイドというものも併せて検討する必要があるのではないかと思います。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。これは事務局のほうからコメントあるでしょうか。法律の改正をとということなので、整合性がない形では進められないということだと思います。

す。大変重たい課題に我々はこれから取り組もうということにしているんだと思いますけど、おっしゃる御意見、大変もつともだと思いますので、承ったということでもよろしいでしょうか。

【〇〇委員】 はい、ありがとうございます。

【分科会長】 続いて、〇〇委員、御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇でございます。私は、論点1の適合義務の話で、特に18ページにあります届出制について、少し感想を申し上げます。

適合義務の問題は、建築確認と連動した適合判定というような形で事前規制の仕組みとして制度化され、かなり実効性が高いというような印象を持ちました。それに対して、届出で勧告、命令という規制の仕組みですけれども、こういう仕組み自体は法令上、よく見るのですが、ただ今回の仕組みを見ますと、非常に面白いと思うのは、第19条2項のところで、受理から21日以内に期間を限定して指示をするという形で、とにかく着工前に指示をしたいという形での仕組みになっています。それでこれの運用を見ますと、結局、指示が不適合の5%ぐらいにしかされていないという問題があります。しかし、地方公共団体のほうが関心がないわけではなく、法定指導である指示は行わない一方で、法に基づかない行政指導は1,000件以上行っているわけで、こういう執行の問題があると思うんですね。そうしますと、分からないのですが、このように法定指導である指示が限定されているのは、今、申しましたような期限の問題もあるんだと思います。それと、やはり地方公共団体レベルでの専門性とか、職員数とか、体制の問題もあるのかなと思います。体制面では、国では局レベルでやっているような仕事を都道府県では課でやって、市町村に行くと係ぐらいの人がやっている、体制面で逆三角形の構造があるような中で、自治体の現場にそれほど無理はもうこれ以上、なかなか要求できないような気がします。そうしますと、執行面を考えると、これ以上、届出制、現行のものを続けても、改善は難しいのかなという印象を持ちました。さらに、勧告の後ろに不利益処分がつながってきますので、法定指導に歩み出すというのは、やっぱりそれなりの覚悟があるところしかできないのかなというような気がいたしました。ですから、もし実効性を上げるというのであれば、執行面の負担が少ない建築確認のほうに移行していくというような制度設計をしないとなかなか難しいと思います。あとは政策判断の問題で、この適合の問題をどこまで真剣に実現しようとするのか。現行くらいのレベルでぼちぼち行けばいいということであれば、届出制でいいと思うんですけれども、もう少し実効性を上げるということであれば、やはり事前規制の仕組みのほうに移行していくとい

う検討が必要なのかなと、そんな印象を持ちました。ただ、その場合には義務を課す範囲が広がりますから、逆に検討にあたっては、義務のレベルというか程度について、本当にそれだけ課してもいいのかということについては、再度、精査するということは必要だと思います。また義務化に進む場合には、猶予期間を設けるとか、猶予期間を設けるような余裕がないのであれば、届出をやっていく中で、将来的にはもっと厳しい規制を考えているんだということは情報発信しながら制度移行するとか、そういうような形での様々な知恵が必要なのかなと思いました。

私の感想は以上です。

【分科会長】 法律面からの御意見、御指摘、大変ありがとうございます。事務局は参考にしていただいて、これから進めていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

続いて、〇〇委員、御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。〇〇と申します。本日は個人の意見として、大きく2点だけ御意見させていただきたいと思います。

もう既に先生方が何人かもうおっしゃっているので、少しかぶった内容になるかと思えます。まず省エネ基準を数値化して義務化していくということに関して、先ほど〇〇先生から義務化によって窓が小さくなる方向に進んでしまい、快適性が失われるのではないかという御指摘ありましたが、快適性が失われるだけではなくて、例えば省エネ基準に達していないという理由で歴史的建造物のような文化を潰してしまうようなことに、下手したらなりかねないと考えます。また、京都府、京都市のほうで太陽光パネルの説明義務が今年4月からスタートしておりますが、景観行政とうまくまだ連携が取れていないとおききしています。例えば、歴史的景観を守るために瓦屋根を義務化している地域に対しても、具体的にどのように解決していくかというのは決まっておらず、今後詰めながら進めるということになっていると思います。そのような歴史的建造物などに対する御配慮もいただけるとありがたいと思います。それから太陽光発電を義務設置ということになっていますが、太陽光発電だけではなくて、それ以外のエネルギーの選択肢も検討いただきたい。さきほど〇〇先生がこれまで評価に入れられていないものも今後評価していくことを考えるとご発言があったと思うんですが、例えばバイオマスの利用なども評価項目に含めて一次エネルギー消費量の算定の中に組み込んでいくとか、太陽光発電以外の選択肢の幅を広げることも、ぜひ検討していただけたらなというふうに思います。

一応、団体としての意見は後日書面にまとめて提出させていただくようにいたしますの

で、どうぞよろしく願いいたします。私からは以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。環境部会のほうに〇〇先生も出ていらっしゃるの
で、併せて調整をして御意見をお願いいたします。

【〇〇委員】 分かりました。ありがとうございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

続いて、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇と申します。今回から参加させていただいております。私のほうも、
後ほど書面にて述べさせていただきますが、3点ほど簡単にお話ししたいと思います。

〇〇では7月にアンケートを取り、700程の回答を得ています。その中で、こういった
省エネ義務化等についても前向きに考えるというのがほとんどで、〇〇としましても、それ
をサポートしていくという姿勢であります。ただし、疑問や問題点も多く自由記述にありま
して、その中には省エネを、一次エネルギーと外皮だけで評価するということに対するの疑
問というのも多くありました。〇〇先生もおっしゃっていたように、やはりライフサイクル
で、例えばLCAやLCCO2で評価していくべきではないかという意見が多く出ており
ますので、その点はお伝えしたいと思いました。

次に太陽光発電についてですが、これも多くの委員の方から出ているように、再生可能エ
ネルギーへのシフトが必要であるのは確実としても、住宅に乘せるということに対しては
疑問を感じている方が多いようです。東京都知事が一部義務化しますと発言されたよう
ですが、景観の問題に加え、密集地では効率よく発電できるとは限りません。それらを考える
と、より適切な場所に設置する、例えば学校の屋上などのほうが適切な場合もあるかもしれ
ません。そのように、個別で対応するより地域で考えていくという姿勢をぜひ持って頂きた
いと思います。

既存ストックの改修については、地方での助成金などで、給付が少額である割には、大変
な手間がかかり、やめるというようなことも多いようです。何にポイントを置いて出すべき
なのかという点を検討していただきたいと存じます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

あと4人の方が手を挙げていらっしゃって、多分、その4人の方に御発言いただくと予定
時間を超えてしまいますので、これから手を挙げるのはお控えいただければというふう
に思います。文書で御意見を受け付けるという形にさせていただきたいと思います。

それでは、続いて〇〇委員、お願いできますでしょうか。

【〇〇委員】 〇〇です。この場では、論点5について、1つだけお話しさせていただきます。

〇〇先生もおっしゃった3階建が16メートルを超える可能性があるというお話は大きなテーマだと思いました。省エネ性能向上のために階高が少しずつ上がっていった、今の最高高さ13メートルを超える可能性が高いということは納得できたんですけども、高さの緩和と同時に、構造設計ルートの検証も必要だと感じています。今のスライド47、基準法第20条第1項によると、13メートルを超えた途端に大規模建築となって、適判に回る設計ルートになります。3階建程度の木造住宅であるなら、13メートルから16メートル以内であれば中規模程度の設計ルートに抑えて、適判まで回さないでも済むように考えられないかと思いました。木造の構造設計ができる設計者が少ない中で、こういうものが本当に増えてくるんなら、そういうことも同時に整理しないと広がらないのではないかと感じました。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

続いて、〇〇先生、御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇でございます。今の論点5に引き続いて、同じく論点5なんですけれども、こういう議論をするときに、一つは質問なんですけれども、こういう設備がついたことによって建物が重くなって、それでこれが原因で被害が生じたといったような事例はあるのでしょうか。議論するに当たって、少し知っておきたいなと思いました。もちろん、被害がなかったから考えなくていいというわけではなくて、先回りして考えることが非常に大事でありますので、当然、考慮すべきですけれども、もしそういう被害事例があれば、議論の参考にさせていただきたいなというふうに思いました。

それから、2点目はいろいろ物がついて重くなってきたときに、建物本体の強さというものもちろん大事なんですけれども、重いものが偏在するようなことによって、変にねじれ振動が生じるといったようなこともあるでしょうから。ただ、小規模な住宅等ではあまり難しい計算をしなくても、その辺がちゃんとチェックできて正しい設計になるような方法も考える必要があるかなというふうに思いました。

それから3点目、最後ですけれども、本体のお話もさることながら、設備ですとかいろんな材料をくっつけるところの接合部分の健全性を確保するようなことも大変大事なのではないかなというふうに思っております。安全性もそうですし、それから地震等が起こった後

に継続的にすぐにも使用できるような住宅ということも非常に大事になってまいりまして、そういう要求も高いので、その辺りの接合部分のチェックも同時に重要なポイントとして議論する必要があるのではないかなというふうに感じております。

以上、3点でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。主体構造の構造技術については、日本は非常に高まってきたけれども、二次部材とか設備というのは確かに大変問題なんだと思います。

今の御質問に対して、加わってしまって問題が起きたという事例はすぐには御返答できますか。

【事務局】 ちょっと高さの関係、何人かの委員から御質問いただいていますので。前提としては、3階建を考えたときに、今、高さ13メートル、軒高9メートルで抑えていますと、かなりぎゅうぎゅうになっていって、省エネ設計が難しくなっているので、3階建を前提にもう少し今の13メートル、9メートルより高いものが建てられるように、構造計算ルートなんかでそこで切れていますので、そこら辺の区分の見直しがこの際、考えられないかというふうには思っています。ただ、一定の安全性の検証をした上でということではもちろん考えておりますので、今日の先生方の御指摘も踏まえながら検討したいと思っています。

一方で、集団規定のほうの高さの関係の話がちょっと出ていましたけれども、何でもいいということではないかというふうには思っておりますけれども、じゃあとってスムーズに行かないのも困るといったような御意見もありましたので、そういった御意見も踏まえながら整理をしていきたいというふうに思っています。

【分科会長】 ありがとうございます。今日の話題、論点の中でも、省エネルギー関連の問題と、それから木材を活用することによって低炭素化に貢献しようという、そのために木造でできる範囲を広げようという、実はかなり違うような話でもありながら、今のお話だと、それを同時に検討できるというのはすばらしい機会でもあると思いますので、ぜひ事務局のほうにもすばらしい案をつくっていただきたいと思います。

〇〇先生よろしいでしょうか。

それでは、続いて〇〇委員、御発言をお願いします。

【〇〇委員】 〇〇です。私は意見というよりも感想に近いかもしれませんが、2点お話し申し上げたいと思います。

まず、改修設計に携わると、法規制の問題に遭遇することがとても多いです。先ほど〇〇先生から、他者に影響の及ぶような、例えば斜線規制や日影規制に関しては慎重なご意見が

ありましたが、是非、省エネ施策を推進するためにも、特定行政庁に対してこうした形態規制に関する緩和のためのガイドラインを示していただけたらと思います。

次は、コストの問題です。特に大きな省エネを目指すとき、この問題はとても深刻です。いわゆるエネルギーベネフィットだけでは投資対効果が遥かに及ばないというのが実情ですから、〇〇先生が御指摘されたノン・エナジー・ベネフィットを考慮した試算例があると、クライアントに対する説明資料として有効に活用できます。我々民間の技術者も、こうした知見を獲得するよう日々努力をしていますが、国交省さんのような公的機関から発信頂けると心強い味方になります。最後に、模範となる改修事例、モデルプロジェクトがあると、多くの建築士の勉強にもなりますし、クライアントの参考にもなります。省エネ改修の気運が高まると思いますので、モデルプロジェクトとなるような事例に対して国交省さんから補助金等の強力な支援をして頂きたく感じております。

以上です。感想めいた発言で、失礼いたしました。

【分科会長】 ありがとうございます。今日の議論でも、どうしても話題が住宅中心になりがちなんですけれども、〇〇委員のように、非住宅の非常に大きなもので苦勞されている御経験というのは大変重要だと思いますので、また文書等でも御意見いただければと思います。ありがとうございました。

【〇〇委員】 承知しました。

【分科会長】 それでは、さっき予告しましたように、最後に〇〇委員に御発言いただきたいと思います。〇〇委員は、あり方検討会の座長も務められたということで、その辺の補足も含めて、最後に御意見いただけたらと思います。よろしくお願いします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

昨年10月26日の政府の2050年カーボンニュートラルに向けて、いろんなことが一気に動き出したわけですが、家庭部門で日本のCO₂の14%、業務その他部門で17%、合わせて31～32%ぐらいのCO₂を排出しています。これに建物を造るとき、あるいは中の部材を加えると、これが9%ぐらいあるのではないかとということで、40%ぐらいのCO₂が家庭及び業務部門から出ております。住宅、非住宅の建築物を省エネ化、再エネ利用するというのは極めて重要なことだというふうに思っております。大変だからやるなという意見もあるのかもしれないんですけれども、特に2030年の46%削減に関しては、G7の先進国がほぼ50%の宣言をしております、日本が先進国に残っていくためにも、住宅・建築部門の努力というのは極めて重要だろうと思います。

私はあり方検の座長をさせていただいて、生まれてこの方、こんなに大変な有識者会議の座長をしたことはなくて、できる限り、委員の皆様の意見を中立に聞く、そして3省庁の御意見も聞きながら取りまとめを行いました。5回で終わる予定が実は取りまとめができませんで、座長の判断でもう1回延ばさせていただいて、6回目というのを開催いたしました。その中で、住宅や小規模建築物は確認申請に連動する義務化を行うと大変大きな事務量があるわけですが、これを含めても、省エネ基準の適合義務化、さらには義務水準の段階的な引上げ、さらに省エネ性能を表示して消費者に選んでいただく、あるいはビルを建てる方々にそのコストなどを理解していただく、そういった規制的な措置を含めて取り組んでいくことが必要だというような取りまとめに至りました。それでも再エネタスクフォースですとか、河野大臣から生ぬるいとかかなり怒られました。けれども、これをどうやって法制化をしていくか、あるいは混乱がないように行っていくかというのは極めて重要で、今回の審議会のような議論が重要なんだろうと思っております。

それから、太陽光発電なんですけれども、2030年の目標に関しては、実は風車などの風力発電はリードタイムが8年から9年かかると言われていますので、2030年に間に合う大きなものはほとんど太陽光発電です。ところが、平地に設置している太陽光の面積割合は日本が世界で最大です。最も高いです。ドイツの倍以上、単位平地面積当たりに既に設置をしています。土石流が起きたり、こういうことを考えると、住宅の屋根、建築の屋根というのは考えるべきだということが出てきております。環境大臣から住宅の屋根、原則義務化すべきというような御意見もいただきましたけれども、必要性については委員も3省庁も共通認識だと思いますけれども、個人がリスクを負うこと、また、影になれば発電をしない、あるいは地域差で雪があるようなところはどうするんだ、あるいは後発的に横にビルが建ってしまうと、例えば発電しない、こういうような指摘がございまして、太陽光の一律の義務化はできなかったわけでございます。けれども、公共建築物には率先して設置をする、あるいは空港等についてはカーボンニュートラルを目指して太陽光を設置するなどが基本政策分科会のほうで盛り込まれています。これをやはりどうやってやっていくかということをお我々はしっかり考えていく必要があると思います。

省エネだけではカーボンニュートラルはできなくて、エネルギー側を脱炭素化していくということが極めて重要である。建築・住宅部門は、こういった国のカーボンニュートラルに実は極めて努力ができる分野なのです。学生たちも含めて、車よりも実は建築や住宅であると。これは我々のしっかりした仕事であると。それをどうやって混乱なく、やらないと駄

目だと言って押しつけるのではなく、我々の自発的なものも含めて、そういう方向に向かっていけばいいというふうに思います。

あり方検、6回でまとめさせていただいて、ぜひ審議会でどういう方向に行けばいいかということがしっかり議論されていくといいと思います。あり方検では、実は戸建住宅に関する議論が非常に多くて、非住宅建築部分の議論が少なかったわけでございますけれども、全体としては全ての分野を示すような形のあり方検の報告書取りまとめをさせていただきました。

〇〇先生、以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。まとめ的な大変すばらしい御意見だったと思います。ありがとうございます。〇〇先生、本当に取りまとめ、御苦労さまでした。

全ての委員からの御発言はいただけてはいないですけれども、この時間で私が思っていたよりたくさんいろんな方々から非常にコンパクトにまとめていただいて、意見をいただけたというふうに思っております。時間の制約がありますので、一旦、御質問、御意見等についてはここまでとさせていただきたいと思います。

繰り返しになりますけど、今日、御発言いただけなかった委員の方、また、追加の御意見等がある方におかれましては、次回の建築環境部会及び建築基準制度部会合同会議がありますので、それに向けて事務局へ御意見をお送りいただきたいと思います。

今後のスケジュールと併せて、事務局より、まずそのことの御説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。

資料5で1枚紙をお配りしているかと思いますが、今後につきましては、ここに書かれているとおりの予定とさせていただきたいと思っております。

2回目が10月29日、3回目が12月7日ということで、イメージとしましては、その後、報告案についてパブコメを任意の募集でやった上で、1月頃に取りまとめというふうな感じで動ければと思っております。次回の建築環境部会と建築基準制度部会におきましては、本日の議論を踏まえまして、御質問等もいただきましたので、対応の方向性についてまとめ、できるだけお出しできればと考えております。

あと、本日の合同会議で御発言いただけなかった意見や追加の意見につきましては、期限につきましては、できれば2週間程度をめどとしまして、10月18日の月曜日までには頂戴できればと考えております。なお、提出いただきました意見につきましては、次回部会において資料として配付することも可能でございますので、併せて御相談いただければと思

っております。送付先等につきましては、別途、メールでお知らせさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

今日のご感じだと、かなり御意見をお寄せくださりそうな気がいたします。2週間というのは短いと思われるかもしれませんが、次回が29日で、18日締切りだと、その後、事務局が取りまとめ整理をして、この審議会の資料としてまとめるのに実質1週間ぐらしかなくて、働き方改革をすべきという中で霞が関だけがそのまま取り残される状況になりそうな気がしますので、ぜひとも10月18日とありますけれども、早くお出しいただける方は、逐次、事務局のほうに御意見をお寄せいただけたらというふうに思います。よろしくお願ひします。

続きまして、議事3に入りたいと思います。関連することですけれども、ちょっと内容が異なることですので、住宅性能表示制度の見直しについてとなります。本議事については、分科会に所属する委員が対象となりますので、そのようにお聞きいただきたいと思います。もちろん、所属しない委員の方も聞いておいていただきたいことではあります。

本分科会における審議に当たって、事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、議事の3つ目となります、住宅性能表示制度の見直しについて御説明をさせていただきます。資料6を御覧ください。

住宅性能表示基準、評価方法基準につきましては、その制定、変更の際して審議会の議決を必要としておりますことから、御審議をお願いするものでございます。先ほど資料5で説明いたしました今回の一連の審議会の流れの中では、4つの事項について御審議をいただきたいと考えております。審議事項の1つ目でございます、審議会の議決を不要とする軽微な事項、これはさきの通常国会において改正されました住宅品質確保法に新たに設けられた規定でございます。具体的な内容を定めていただくものでございます。2つ目は、耐震等級等におけるCLTパネル工法の評価方法の位置付け、これは近年、建築基準法などにおきまして一般的な工法として位置づけられてきたCLTパネル工法につきまして、住宅性能表示の評価方法基準に位置づけるものでございます。3つ目、4つ目は、省エネ関係の事項となります。断熱等性能等級5・一次エネルギー消費量等級6の創設、これはすなわち、住宅性能表示制度におきまして、ZEHレベルの省エネ基準を位置づけるということになります。さらには、省エネするのに係るさらなる上位等級の創設を御審議いただきたいと考えてお

ります。

それでは、2ページをお開きください。これら4つの事項につきまして、今後の審議会におきまして、どういった順で御審議いただくのか、スケジュールについて御説明いたします。まず、本日、10月4日の分科会では、審議事項①軽微な事項について審議、決定いただきたいと考えております。審議事項②のCLT、審議事項③の断熱等級5・一次エネルギー等級6につきましては、本日御説明をさせていただいた上で、パブリックコメントの結果を踏まえて、11月上旬に書面にて審議、決定をいただきたいと考えております。なお、審議事項③につきましては、長期優良住宅の基準見直しと密接に関連しておりまして、既に長期優良住宅に関する検討会の中で御議論いただいているところでございます。審議事項④、さらなる上位等級につきましては、基準の詳細について、省エネルギー基準小委員会で御議論いただきたいと考えております。その結果を踏まえまして、1月頃に予定をしております分科会で審議、決定いただきたいと考えております。

次に、3ページをお開きください。以下、審議事項の具体的な内容について御説明をさせていただきます。今般の法改正で、住宅品確法第3条第4項に、審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りではない、すなわち性能表示基準や評価方法基準の変更に際し、軽微な事項については審議会の議決を不要とすることができるという規定が新たに設けられたところであります。このことを踏まえまして、審議会が軽微な事項と認めるもの、これを定めていただくものであります。具体的には、このページの下段の案に示しております4つの項目を定めていただきたいと考えております。他法令の類似例などを参考に、1、法令の制定、改廃などに伴い当然必要とされる事項の変更、これは例えば過去にも事例があったようですが、他法令の告示を引用している場合に、引用元告示が名称変更されたり、条ずれ項ずれしたりといったようなことが考えられます。2つ目は、実質的な内容の変更を伴わない事項。3つ目は、引用する基準の引用元の変更などに伴う変更。例えば引用元の告示が改正されまして、新たな仕様が追加された場合に、評価方法基準にその仕様を追加するといったような場合が考えられます。4つ目は、その他、会長が軽微な事項として判断した事項となっております。以上、4つの項目を定めていただきたいと考えております。これについては、資料7の形式で決定いただくことを予定しております。

続きまして、4ページをお開きください。現在、耐震等級、劣化対策等級などの評価方法基準におきまして、CLTパネル工法の評価方法が位置づけられておらず、特別評価方法認定でなければ等級が取得できないといった状況になってございます。このため、建築基準法

告示に定める構造計算方法を引用する形で耐震等級などの評価方法を位置づけるとともに、JASで定めますCLT材につきまして、通常の木材と同様に防腐処理を施すことなど、劣化対策の評価方法として位置づけたいと考えております。

5ページを御覧ください。省エネ関係の事項となっております。現在、住宅性能表示制度では、現行の省エネ基準相当が一番高い等級となっております、ZEHに代表されるようなより高い水準の省エネ性能が評価、表示できないこととなっております。このため、まず、既に普及しているZEHレベルの省エネ基準を速やかに住宅性能表示制度に位置づけたいと考えております。これがまず第1弾、断熱等級の5・一次エネ等級の6となります。その上で、ZEHを上回る水準の等級につきまして、今後、小委員会で基準のあり方を含め御検討いただき、さらなる上位等級として位置づけたいと考えております。これが第2弾となるわけでございます。

6ページは、断熱等級5・一次エネ等級6に位置づける基準の案となっております。これにつきましては、長期優良住宅の認定基準として既に設置をされておる検討会で御議論いただいております。今後、パブリックコメントの結果を踏まえて、11月頃に御審議、御決定いただくことを予定しております。

1枚飛びまして、8ページを御覧ください。再掲の資料でございますが、繰り返しになりますが、今後、こういったスケジュールで進めていきたいというふうに考えております。

9ページ以降は参考資料となりますので、適宜、御参照いただければと思っております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。その上で、審議事項①審議会の議決を不要とする軽微な事項につきましては、本日、御決定をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、御質問、御意見等をお受けしたいと思っております。また手を挙げる機能を使って御発言の意思をお示しいただきたいと思っております。

〇〇先生、お願いいたします。

【分科会長代理】 〇〇です。

ちょっと1点、教えてもらいたいんですが、3ページの4番、その他、会長が軽微な事項と判断した変更で、具体的にはどんなことを想定されているんですかね。

【事務局】 時点で特段、想定しているものはございません。他法令でも類似にバスケットクローズ的に置いているものですので、そういう意味では、現時点で想定できないような

ものが出てきた場合ということになるかと思えます。

【分科会長代理】 そうだとすると、会長に全て一任しているということになるんですね。

【事務局】 はい。

【分科会長代理】 規定ぶりからすると、極端な話、1、2、3はなくても、4番で全部、変更できてしまうかもしれないという感じがしないではないんですけど、実際はそんなには大きな問題にはならないとは思いますが。

【分科会長】 ありがとうございます。

併せて、私からも確認しておきたいんですけども、この会長というのは社会資本整備審議会の会長ですよ。建築分科会の会長ではないですよ。

【事務局】 形式的にはそうですね。

【分科会長】 形式的にはそうですね。

〇〇先生、そうだそうですので、会長とか分科会長代理の権限ではないようですけども。

【分科会長代理】 それはそう思います。社会資本整備審議会の会長さんだと思うんですけど。

【分科会長】 なかなかおっしゃるように運用が難しい面もあろうかと思えますけど、ただ、今日はこの資料7で議決を採らせていただきたいので、もしここを修正すべきであるということがあればと思えますけれども。

【分科会長代理】 いや、そこまでは。ただ、具体的にどんなものがあるのかなと思って、ちょっとお聞きしたかったんですけど。それだけで。

【分科会長】 はい、ありがとうございます。

ほかの委員の方からたくさん出ています。〇〇先生、法律的なことから御発言をお願いします。

【〇〇委員】 今、おっしゃった点、私も気になったんですけど、多分、これ、1、2、3と上に3つ例示が挙がっていて、これは非常にテクニカルな技術的にはもう決まってくるようなもので、比較的裁量性少ないようなものなので、4はこれに準ずるようなものを会長が決めるということで、そんなに会長の裁量性が広いような規定ではないという理解でよろしいですよという点だけ確認したかった。

【事務局】 はい、結構でございます。

【分科会長】 今日は審議会の分科会ですから、今の御発言と事務局の回答も議事録として残ると思いますので、それが縛りになるので、そういうことでよろしいかなというふうに

思います。ありがとうございます。

〇〇先生、御発言をお願いします。

【〇〇委員】 〇〇です。ありがとうございます。

3番の項目で、ここで想定しているのは、J I SとかJ A Sとか、そういうものかもしれませんが、求める性能の水準が従前と同一であるかどうかの判断が伴うようなことも多々あると思うんですね。3番は何もしなくても、誰が見ても変わりはないですよって簡単に判断できるような内容には見えないんですが、想定しているのはどういうことなんでしょうか。

【事務局】 例えば、耐震の等級で基準法令で等級1と定めておりますので、基準法のほうで変更があった場合に、それを引用するといったことを想定しています。先生おっしゃるように、場合によってはグレードが変わるということはあろうかと思います。その場合は、審議会で御審議をいただくということになろうかと思います。

【〇〇委員】 では、主に等級1の範疇だというふうに理解すればよろしいですかね。

【事務局】 はい。

【〇〇委員】 分かりました。

【分科会長】 ありがとうございます。

あとお二人から手が挙がっております。そのくらいで切らせていただきたいと思いますが、〇〇先生、お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇ですけれども、細かいことで、マニアックなことで1点なんですけど、先ほど〇〇先生も言いましたが、日本産業規格、J I Sの例えば改正なんていうのは入るんですか。これを確認したいんですが。法令というわけじゃないんですけど。私、劣化対策等級やっていて、引用J I Sっていっぱいあるんですね。J I Sが5年ごとに改正されたりすると、結構大変なところがあるんで、どうなるんでしょうという質問です。

【事務局】 引用法令としておりますのは、J I Sも含めたことでございます。

【〇〇委員】 ああ、そうですか。分かりました。それだと楽になると思います。賛成します。

【分科会長】 はい、ありがとうございます。

〇〇委員、御発言をお願いします。

【〇〇委員】 すみません、〇〇でございます。

先ほど〇〇先生がちょっとおっしゃったんですけど、いずれにしても、曖昧とっちゃ曖

味で、どうにでも解釈できるんですが、結局は法律で審議会が認めるものについてはこの限りでないというものの具体例を決めましょうと言って、資料7の形式で定めるというのは、社会資本整備審議会決定ということなんですよね。これは、最終的には事務局が判断して、社会資本整備審議会の会長、その前に建築分科会の会長の決定をもらって、審議会の会長の決定に基づいて適用を定めるということになるんでしょうか、ちょっとその確認だけで。

【分科会長】 いかがでしょう。

【事務局】 審議会の中の動きは審議会の中でまたお決めいただくことになろうかと思いますが。

【分科会長】 ただ、この資料7は、私の理解では、今日、これを決めれば、1、2、3に当たることは審議会にかけなくても変えて構わない、それは軽微だからということだと思いますけど、そうですね。

【事務局】 はい。

【〇〇委員】 そうすると、これに当たるという具体的な事例が出てきたときには、事務局が判断しちゃうということになるんでしょうね。

【事務局】 はい、そうです。

【〇〇委員】 分かりました。そしたら、心配は要らないかなと思ったんですけど。それだけです。申し訳ございません。

【分科会長】 ありがとうございます。私もそれほど心配しておりません。特に性能表示基準については、今後、いろいろ基準等が変わって中身が変わることが想定されて、性能表示基準自体が国土交通省が強力的に進めている施策ですから、それが変な方向になるということはちょっと考えられないので、この文面で私は問題ないのではないかというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。ほか、御意見よろしいでしょうか。

C L Tの基準等についても御説明いただいて、今後、審議になるんですが、それは書面審議になってしまうので、審議会として意見交換をするとすると、今しておかなきゃいけないということになるんですけれども、よろしいでしょうか。かなり技術的なことなので、こういうようなことを考えているという御紹介に対して、大きな疑義はなかったというふうに考えてよろしいでしょうか。

それでは、特に異議はないようですので、先ほどの事務局の説明に対して、意見交換を行ったということにさせていただきたいと思います。

それでは、事務局から説明があったとおり、住宅性能表示の見直しのうち、審議事項①に

については資料7のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、資料7のとおり決定し、社会資本整備審議会に報告の上、審議会の議決とさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局から説明がありましたけれども、審議事項②と③については、パブリックコメント終了後、書面にて委員の方々に議決をしていただくというふうになっております。審議事項④については、省エネ基準小委員会がありますので、そこで検討の上、分科会に報告していただくということになります。よろしいでしょうか。

それでは、議事予定ではその他がありますけれども、何かありますでしょうか。

それでは、特にその他はないということのようですので、今日の議事次第については以上で全てというふうになります。

最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【事務局】 事務局です。

本日は長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

先ほど資料6で御説明しましたが、次回は建築環境部会及び建築基準制度部会の合同部会でございます、10月29日金曜日の午前10時から開催する予定でございます。詳細につきましては、委員の皆様の後日また追って事務局のほうから御連絡を差し上げます。

連絡事項は以上でございます。

【分科会長】 それでは、以上をもちまして、第45回建築分科会、第20回建築環境部会及び第17回建築基準制度部会合同会議を終了させていただきます。

本日は長時間にわたる御審議、誠にありがとうございました。

— 了 —